

角田市における電子契約の取り扱いについて

令和8年1月
角田市総務部総務課



目次

1. 電子契約の導入概要	・	・	・	1
2. 電子契約の導入に係る運用について	・	・	・	2
3. 紙の契約書との相違点	・	・	・	3
4. 電子契約の流れ	・	・	・	4
5. その他	・	・	・	5
6. よくある質問	・	・	・	6

電子契約のメリット

コスト削減

収入印紙が不要
印刷、製本、郵送や移動にかかる費用を削減

業務効率化

契約書作成、押印、送付、締結までをオンラインで完結
早ければ数時間で契約が可能

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑・署名	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要

電子契約の運用について

導入開始時期

令和8年3月1日から ※契約日が3月1日のものから実施可能

対象となる部署

全所属 (教育委員会・上下水道事業所等含む)

対象となる契約の方法及び契約

原則すべての契約が利用可能（入札案件・随意契約案件・請書）

ただし、一部対象外となる契約

- ・法令等で書面化義務のある契約
- ・契約期間と角田市の文書の保存年限の合計が10年を超える契約
- ・自動更新条項の入っている契約
- ・その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

電子契約の可否については、発注担当課（入札担当課）にご確認ください。

別記様式（第8条関係）

年　月　日

角田市長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名
担当者名
電話番号

電子契約利用申出書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

確認者①【契約締結権限者】

役職	氏名	
メールアドレス		

確認者②【担当者】※確認者②については必要がなければ省略できます。

役職	氏名	
メールアドレス		

【留意事項】

※本書は押印不要です。

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

紙の契約書との相違点

契約案件ごとに事業者様で「電子契約利用申出書」の提出が必要となります。

【提出方法】オンライン申請

(市HPから入力フォームへアクセス 3月公開)

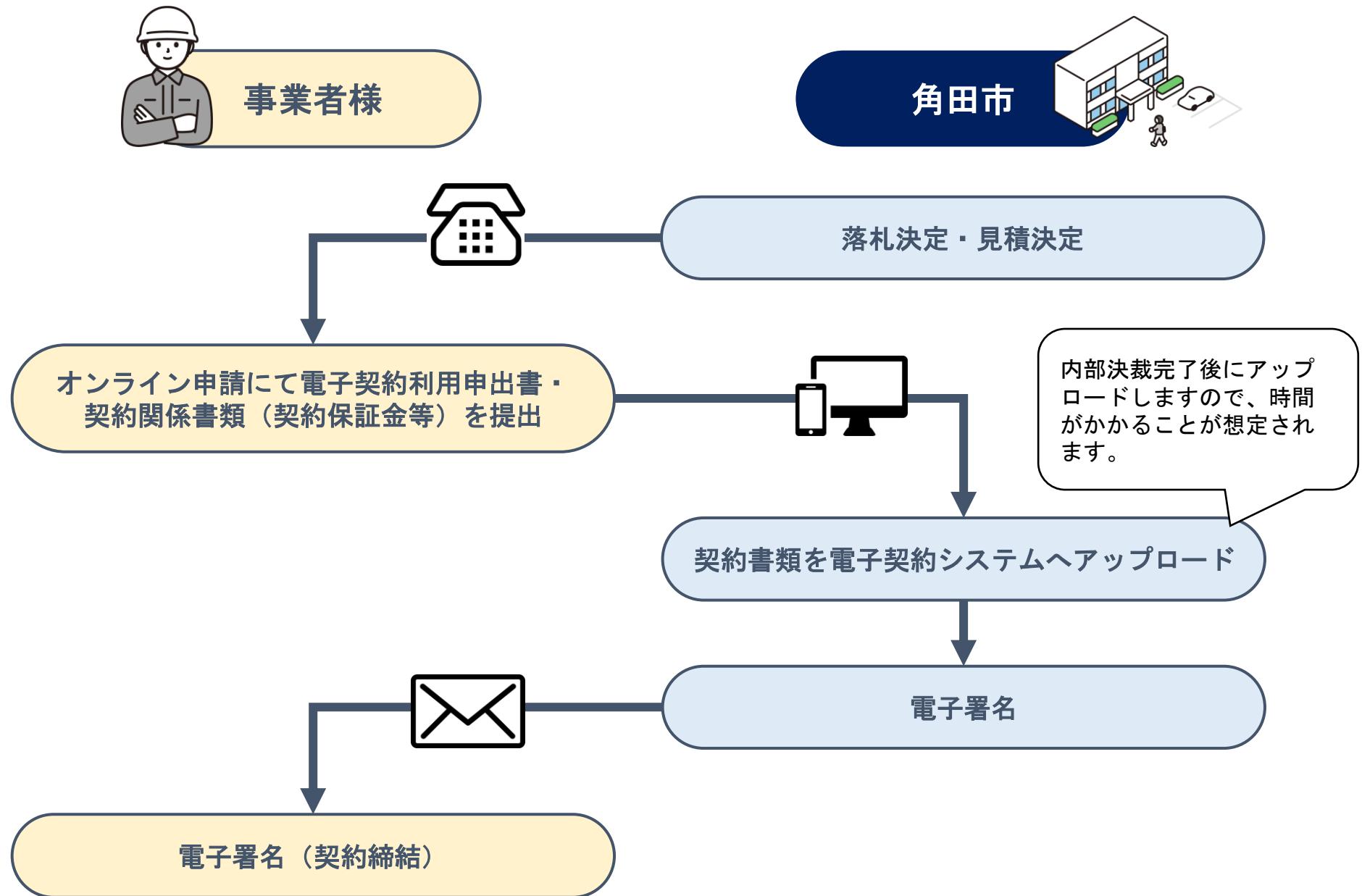
【準備物】メールアドレスのみ

※申請日について

契約日または、契約日の7日前以内の日付
市契約規則「落札者が決定した日から起算して7日以内に契約書に記名押印・電子署名しなければならない。」

※電子契約利用申出書の押印は不要

電子契約の流れ



契約時に提出する資料も電子化できます

- ・課税事業者の届出書
- ・契約保証に関する届出書
- ・着手届
- ・工程表
- ・現場代理人等通知書

※電子化に伴い上記書類に限り押印廃止
※引き続き紙で提出することも可能

【提出方法】

メールまたは、オンライン申請時に添付

FAQ（電子契約の利用について）

質問	回答
電子契約を利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要か。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。権限者の承認前に担当者などが確認処理を行いたい場合には、事務担当者用のメールアドレスを加えて設定することも可能ですので、社内規定等に応じて設定してください。
契約締結権限者と事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することができるか。	できません。 別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による承認のみとするなどの対応をお願いします。

FAQ（電子契約の利用について）

質問	回答
契約案件が電子契約を行うことができるかどうかは、どのように確認すればよいですか。	電子契約の対象とする契約案件は、落札決定・見積決定後に発注担当課（入札の場合は入札担当課）にご確認ください。
電子署名がされているかは、どのように確認すればよいですか。	電子署名済みの電子契約書は、インターネットにつながる環境で、Adobe Acrobat Readerで開いたときに、「署名済みであり、すべての署名が有効です。」と表示されます。なお、電子署名の有効期限は10年間です。
電子契約を締結したPDFは編集ができないようになっていますか。	PDFは編集できないように保護がかかります。また、PDFが編集された場合でも、Adobe Acrobat Readerで開いたときに「署名は無効です」等のメッセージが表示され検知できるようになっております。

本日はご参加いただきありがとうございました。